

平成 28 年第 3 回定例会

\*\*\*\*\*  
\*\*\* 陳 情 文 書 表 \*\*\*  
\*\*\*\*\*

市 原 市 議 会

\*\*\*\*\*

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 17 号
2. 受 理 年 月 日 平成 28 年 8 月 25 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

いわゆる「駆けつけ警護」の新任務運用には慎重を期すことを求める  
意見書採択を要請する陳情書

稲田朋美防衛相は 24 日午前の記者会見で、昨年 9 月に成立した安全保障関連法に基づく自衛隊の訓練を順次開始すると発表しました。南スーダン国連平和維持活動（PKO）に 11 月から派遣する予定の陸上自衛隊に対し、「駆けつけ警護」などの新たな任務の付与を検討しており、派遣部隊の訓練に着手するというものです。

新たな任務とは、離れた場所で襲撃された他国軍などを救出する「駆けつけ警護」と、「宿営地の共同警備」を想定しています。

新しい任務の付与に先立ち、派遣部隊となる陸上自衛隊第 9 師団（青森市）が訓練を始めるとされています。

稲田朋美防衛大臣は、訓練開始について「いかなる場合にも対応できるよう、しっかり準備するのは当然だ」と強調しながら、一方、南スーダン PKO への任務付与に関しては「今、何か決まっているわけではない」と述べています。

それは南スーダンでは政情不安が続いており、現地の治安などを考慮しているからです。しかし、稲田朋美防衛大臣は南スーダンでの自衛隊の PKO 活動について、PKO 5 原則を満たしているのかとの記者団の問いに、15 日「現時点で、PKO 5 原則は満たしているというふうに思う」と答え、当事者国の同意についても「南スーダン政府の反応、対応について注視していくけれども、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）の展開について、南スーダンは同意を維持している。今般の地域保護部隊の展開についても基本的には受け入れておられる」と語り、紛争の点では「この PKO と現在の情勢についての評価については派遣されている要員からの報告、大使館、国連からの情報等を総合的に勘案すると、PKO 法上の武力紛争が新たに生じたということではないし、紛争当事者がいるということではないというふうに思っている」と答えました。

国連平和維持活動への参加に当たっての基本方針（いわゆる「PKO 参加 5 原則」）とは、①紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。②当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること。③当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。④上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること。⑤武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。となっています。

しかし、内戦状態が続く南スーダンでは、6月28日に発生した武力衝突は、270人以上が死亡し、国連PKOでも中国軍兵士1人が死亡したと報告されています。自衛隊が駐留する首都ジュバで大統領・副大統領（当時）両派の激しい戦闘で数百人が死亡する事態になりました。自衛隊宿営地内でも複数の弾痕が確認されました。現地で活動するJICA（国際協力機構）の関係者47人について、チャーター機などを使って退避をしました。自衛隊の派遣そのものが問われている状況にあります。

また日本共産党の笠井亮衆院議員が国会で暴露した防衛省内部文書によれば、自衛隊員の犠牲者に加え、武装集団の「狙撃・射殺」まで想定しています。さらに、自衛隊内部文書によれば、2013年末に南スーダンで大統領派と前副大統領派との武力衝突が発生した際、PKO司令部が日本を含む各国部隊に「火網の連携」による宿営地の警備施設強化命令を下しました。しかし、自衛隊は「わが国の従来 of 憲法解釈において違憲とされる武力行使にあたる」として実施を拒否していたのです。

従来のPKO法は、自衛隊員とその「管理下の者」の生命・身体を守るための武器使用に限り認めていました。その理由は「自己保存のための自然権的権利」であって武力の行使ではないというものでした。しかし、これに対し「駆けつけ警護」では、「任務遂行のための武器使用」を初めて認めるという、重大な転換を図りました。かつては内閣法制局も、「駆けつけ警護」での武器使用は「『自己保存のための自然権的権利』の範囲を超える」とし、「憲法9条の禁ずる武力の行使に当たる恐れがある」との見解を示していたものです。

国連安保理は南スーダンPKOについて、政府軍・反政府軍双方の攻撃から「住民保護」を行うため、一層の重武装化を検討しています。国連PKOが攻撃的な性格を強める中、自衛隊が任務を拡大すれば、1人の戦死者も出さず、1人の外国人も殺してこなかった戦後史に重大な汚点を残す危険があります。南スーダンの現状を踏まえるなら、新PKO法の発動は許されません。

以上を踏まえると、「駆けつけ警護」を想定した国連PKO派遣は本来であれば中止すべきです。派遣にあたっては慎重に決定すべきであることを内閣に要請するものです。

地方自治法に基づいて、本市議会と本市は要請すべきです。慎重審査をお願いするものです。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第18号
2. 受理年月日 平成28年8月25日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 教育民生常任委員会
5. 件名及び要旨

県立市原高校と県立鶴舞桜が丘高校を存続させ、「市原力」構築に向け、地域に根ざした学校づくりに地域ぐるみで取り組むことについて

現在、千葉県が推進している「県立学校改革推進プラン・第3次実施プログラム」の中で「市原高校と鶴舞桜が丘高校を『統合』し、使用校舎は市原高校とします。なお、鶴舞桜が丘高校のグリーンキャンパスは、農業の実習場として引き続き使用します。統合校には、両校の学びを継承して普通科及び園芸科、商業に関するコースを設置します。また、鶴舞桜が丘高校の福祉コース、緑地管理コースも引き続き設置します」とあります。

「市原高校と鶴舞桜が丘高校の来年度の募集定員は、すでに発表されています。29年度、30年度の募集定員については、白紙状態です」ということですが、生徒数減と応募数減などを理由に、伝統ある二つの、しかも市原市のど真ん中に位置する高校が廃校を余儀なくされかねない事態に直面しています。

県立市原八幡高校についても、「市原八幡高校への『防災の学び』の導入を計画しています」として消防学校の移転に伴った「対応」策を取ることで、学校の存続を図っているように思われます。

千葉県は、昨年11月19日より今年1月7日までパブリックコメントを、そして同時に地区説明会を開催して意見徴収を行いました。その中で出された意見については、ネットに掲載されています。最大の特徴としてあげられていることは、「市原地区にある高校の志願倍率が上がらない主な理由は交通の便である」との見解が出されています。千葉県としては、「バス送迎には予算措置が伴いますので、明確な回答ができません。しかし、どのようなことが可能であるかについて、引き続き検討してまいります」と回答しているだけです。小湊鉄道の高額運賃が大きな壁となっていることがわかります。

このままでは、学校存亡の危機に見舞われることは明らかです。このことは、子育て問題に大きな影響を与えると同時に、人口減少問題へと波及し、引いては「市原力」を構築して「市原創生をめざす課題も困難になることは、10年前の鶴舞商業高校と市原園芸高校の統廃合の経過と結果をみても明らかです。

市教育委員会は、以下の取り組みをしているとのこと。

市学校教育推進プランの中で、社会的自立及び職業的自立に向けて、児童生徒のキャリア発達を促す教育を目指している。

各学校において市内高校の先生が中学校に出向く授業や生徒が高校に行って授業を体験するなど、連携授業の取り組みが行われている。

中学校の進路指導説明会では高校の先生を迎えて学校の状況の説明をいただいている。

こうした取り組みを経て最終的に生徒の進路選択に結びつけている。

交通事業についても、国・県・市も交通事業者に対して、支援を行い運行の維持に努めている。

しかし、今や「運行の維持」というレベルの問題ではないことは、先に指摘された事実をみれば明らかです。

しかも、ご苦労されている以上の取り組みが募集を停止するという千葉県の政策に対する歯どめとなるかどうか、検証する必要があるように思います。

市長は、「平成 28 年第 1 回市原市議会定例会市長あいさつ」の中で、「未来の担い手である子どもたちのことを最優先に考え、すべての子どもたちへの確かな教育の実現のため、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる『市原市教育大綱』を速やかに策定いたします。市原力を教育に結集し、子どもたち一人一人の資質と能力を最大限に伸ばすとともに、幼児教育から小学校、中学校へとつなぐ切れ目のない教育の実践により、地域への愛着と社会の中で活躍する人材を育ててまいります。私は、未来へ飛躍する力の基礎となる確かな学力や感性豊かな心の育成に向け、『未来へつなぐいちはらの教育』を覚悟を持って推し進めてまいります」と述べています。

そこで、地元の子どもを地元の県立高校に、他市の子どもを本市の県立高校に入学していただくためには、以上の市長の言葉をどのように具体化していくか、県立高校の存続目指して具体的な施策を一丸となって検討する時ではないでしょうか。

市長のあいさつを具体化するためには、私は、県立高校といえども、地域に根ざした学校づくりを推進していくためには、地域の皆さんと該当高校の密接な連携が必要だと考えています。歴史と自然の豊かな地域の特性を生かした学校づくりと確かな学力の保障の教育です。交通事情の悪い高校という立地条件をそのままにしておけば、市原市における県立高校が廃校を余儀なくされることは、この間の経過をみれば明らかです。問題は、そのことのマイナス効果が、人口減に連動していくこと、他市から本市に移住していただくための大きな壁となるであろうことを直視することです。

そのためには、これまでの発想と方法に捉われない新しい知見の構築と創造によって市民生活の向上を優先する課題を見据えることと悪魔の高額運賃サイクルから抜け出すための知恵を出し合うことです。

地元の子どもは地元の高校に入学して、そして地元で暮らすことができる環境づくりです。そのためには地産地消の魅力ある地域循環型経済を土台にした「市原力」を構築することです。

そして学力面でも部活動面でも、その他の高校生活面においても、生き生きとした学校生活を送り、巣立っていく。そうして住みやすい働きやすい市原で暮らすようにしていただく。こうした取り組みが求められているのではないのでしょうか。

以上の展望を具体化するために取り組むべきことは、当該県立高校と地域が一体となった学校づくりと地域づくりを共同で推進する政策を構築することです。そのためには広く市民に呼びかけ、地域ぐるみの公募も視野に入れて、県立高校再生復活のための「協議会」を立ち上げ、その「協議会」において調査研究によって得られた全国的・地域的経験などを踏まえた「知恵」「方策」について、千葉県と本市は全面的にバックアップをする。これこそ「市原力」と言えます。

願意としては、

- ① 県立高校存続のための学校・地域ぐるみの「協議会」を立ち上げること。
- ② 方向性は「市原力」構築から「市原創生」のための小中高が連携した「市原ならではの

教育」を構築すること。

③ そこで得られた「方策」については、国・県・市が全面的に支援をすること。

④ 以上の方向について、議会として決議し、議会・執行部・本市職員・地域一丸となって取り組むこと。

以上、この10年の経過と総括を踏まえ、今後10年を見越して対策を講じられますことをお願いするものです。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第19号

2. 受理年月日 平成28年8月25日

3. 提出者の住所氏名

4. 送付委員会 議会運営委員会

5. 件名及び要旨

保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める  
意見書について

国に対して「保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書」を提出してください。

待機児童の解消は、保育施設の不足だけではなく、施設があいていても保育者がいないため子どもを受け入れることができないという保育士不足も大きな要因になっています。過疎地でも保育士確保が困難な状況にあり、保育士不足は全市町村に共通の課題となっています。

この原因は、保育士の賃金の低さや労働条件の厳しさにあります。

賃金では、一般の労働者に比べ月額で10万円程度低いことが国会でも明らかにされ、職員配置も手のかかる子どもが増えているにもかかわらず実態とかけ離れた状況に置かれ、休憩や休みが十分に取れずに疲労が解消できない状況に置かれています。そのため、職業として働き続けることが困難となり、多くの保育士が辞めていく事態が進行しています。有資格の保育士は現職保育士の2倍程度いるとされていますが、賃金を労働者の平均並みにすることや実態に見合う職員配置を実現すれば、保育士不足が解決する可能性は大いにあります。

つきましては、貴議会より、国に対して「保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書」を提出していただけますよう陳情いたします。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第20号

2. 受理年月日 平成28年8月25日

3. 提出者の住所氏名

4. 送付委員会 議会運営委員会

## 5. 件名及び要旨

公立保育所一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める  
意見書について

少子化対策が国の緊急課題となっています。少子化の進行は人口の急激な減少を招き、このまま推移すれば2040年には500を超える自治体が消滅するという試算も出されています。

少子化対策は国の経済政策や労働環境の改善など多くの分野にまたがりますが、子育ての分野では直面する「待機児童の解消」が重要課題となっています。

公立保育所の重要性はほとんどの市町村が認めています。国が一般財源化を導入しているため、公立保育所が老朽化などでどんどん廃園に追い込まれ、待機児童解消に逆行する事態となっています。さらに、過疎地では民間進出が期待できず、公立保育所の維持が財政を圧迫しています。

待機児童の解消には、地域の児童福祉施設としての公立保育所の存続が必要です。

つきましては、貴議会より、国に対して「公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書」を提出していただけますよう陳情いたします。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第21号
2. 受理年月日 平成28年8月25日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 議会運営委員会
5. 件名及び要旨

子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める  
意見書について

少子化対策が国の緊急課題となっています。少子化の進行は人口の急激な減少を招き、このままでは2040年に500を超える市町村が消滅するという試算も出されています。市町村はその存亡をかけた対策が求められています。

日本は教育や保育にかかる費用が高額であり、このことが希望する子ども数と実態との乖離を生んでいることの大きな要因の一つであることが言われています。

国は昨年4月に導入した子ども・子育て支援新制度（以下、新制度という）で、多子世帯で保育料が高額になる事態を招きました。これは新制度が十分に検討されたものではないことの一端を示したのですが、多子世帯ほど家計への負担が大きくなるので、少子化対策として家計負担を低減化することが必要です。多くの市町村は独自財源で保育料の低減化に努めていますが、市町村の財政負担は大きく、国の保育料基準を引き下げることが必要です。

つきましては、貴議会より、国に対して「子育て費用の家計負担軽減化をはかるため保育料

の低減化を求める意見書」を提出していただけますよう陳情いたします。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 22 号
2. 受 理 年 月 日 平成 28 年 8 月 25 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

市議会本会議・委員会の会議録の早期公表を求めることについて

現在、市原市市議会本会議及び委員会（議会開催中に開かれた委員会に限る）の紙面による会議録公表は、次期開催の市議会定例会や同臨時会の直前に行われていると思われる。平成 28 年 6 月 16 日から同年 7 月 1 日まで閉催された平成 28 年第 2 回の定例会を例にとれば、続く第 3 回の定例会は、平成 28 年 8 月 29 日に開会であるが、第 2 回定例会の会議録の公表に至ったのは平成 28 年 8 月 19 日である。インターネット上でも、本会議については、平成 11 年第 2 回定例会、常任及び特別委員会については、平成 26 年第 2 回定例会から、会議録を閲覧することができるが、平成 28 年第 2 回の定例会会議録のインターネット上での公表は、紙面で公表された 8 月 19 日よりさらに遅くなっている。

地方公共団体の議会について定める地方自治法では、会議録の作成自体に関する規定は存するが、その作成時期や公表時期について定めはない。市原市では、議会・委員会を傍聴することは可能であるが、それらのレベルにとどめず、会議録の公表までをあえて行っている。これは、市民に対して議会・委員会の情報公開、情報提供を積極的に進めていこうとする議会・委員会の姿勢が表れたものとして評価したい。ただ、市民としては、議会・委員会の議論をタイムリーに把握し、場合によっては、次期議会へ請願や陳情の提出といったアクションを起こさなければならないときがある。また、開催中の議会・委員会の議論をきちんと理解するためには、前回開催の議会・委員会での審議を踏まえる必要がある場合が多々ある。これらのためには、ある程度の準備時間が必要である。そこで、少なくとも次期開催議会・委員会の 1 ヶ月前までには、会議録にアクセスできるよう求める。